

産業財産機関（I P I）
（モザンビーク）
（指定官庁又は選択官庁）

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 MZ. I
国内処理請求様式	附属書 MZ. II

略語のリスト

国内官庁：	産業財産機関（I P I）（モザンビーク）
I P C：	産業財産法，政令No. 47/2015

指定（又は選択）官庁 MZ	産業財産機関（I P I） （モザンビーク） 国内段階に入るための要件の概要	概要 MZ
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31か月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月	
国内官庁は権利回復を認めるか （PCT規則49.6）？	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める	
権利回復手数料	MZM 3,000	
要求される国際出願の翻訳文の言語	ポルトガル語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	出願人が様式PCT／IB／308を受領しておらず、国内官庁がPCT第20条に基づく国際出願の写しを国際事務局から受領していない時点で、出願人がPCT第23条(2)に基づく国内段階の早期開始を明示的に請求した場合にのみ、写しが要求される	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	認める	
国内手数料 ¹	通貨：モザンビーク・メティカル（MZM） 特 許： 出願手数料…………… MZM 8,100 初年度の年金 ² …………… MZM 1,275 第2年度の年金 ² …………… MZM 1,725 実用新案： 出願手数料…………… MZM 2,775 初年度及び第2年度の年金、各年につき ² …………… MZM 1,275	
国内手数料の免除、減額又は払戻し	国内官庁長官が指示すれば、出願人は一部の手数料の減額又は免除を受ける資格がある。当該請求は国内段階移行前に行わなければならない（IPC第233条及び第234条）。	

[次頁に続く]

1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払が行われていない場合であっても、更に90日以内であれば提出又は支払を行うことができる。

2 国内段階移行時に支払わなければならない。

指定（又は選択）官庁 MZ	産業財産機関（I P I） （モザンビーク）（続き）	概 要 MZ
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2） ³	国際出願日の後に出願人の名義変更があったが、国際公開又は国際事務局からの通知（様式PCT／IB／306）に当該変更が反映されていない場合には、当該変更を証明する書類 出願人が発明者でない場合には、譲渡証書 ⁴ 出願人がモザンビークに居住していない場合には、代理人の選任	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に対し手続することが登録されておりモザンビークに居住する弁理士又は特許代理人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（PCT規則49の3.1）？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則49の3.2）？	国内官庁に確認されたい	

3 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知で定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

4 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

国内段階の手続

IPC Art.	7	MZ. 01 国内段階へ移行するための様式 国内官庁は、国内段階へ移行するための特別の様式を用意している（附属書MZ. II 参照）。この様式を使用することが望ましい。 MZ. 02 翻訳文（補充） 国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6. 002及び6. 003項を参照）。
IPC Art.	11 62	MZ. 03 翻訳文（遅延提出） P C T 第22条(3)又は第39条(1)(b)に基づき適用される31箇月の期間内に明細書及び請求の範囲の翻訳文が提出されていない場合であっても、更に90日以内に提出することができる。
IPC Art.	60	MZ. 04 他の国における対応出願に関する情報 出願人は、国内官庁に対して行った出願の請求の範囲と同一又は本質的に同一の発明に関して、自身が外国において行った特許出願があれば、その日付及び番号を国内官庁に通知し、次の書類を国内官庁に提出しなければならない。 (i) 対応する外国出願の調査報告書の写し (ii) 対応する外国出願に付与された特許証の写し (iii) 外国出願を拒絶若しくは特許付与する最終決定又は仮決定の写し (iv) 外国出願を基礎として特許を付与する決定の写し
IPC Art.	230-238	MZ. 05 手数料（支払方法） 概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書MZ. I に概説されている。
IPC Art.	231	MZ. 06 更新手数料 特許及び実用新案に関する最初の2年分の年金を国内段階移行時に支払う。その後の年金は、特許権付与日から起算して各年の後半6箇月間に支払う。更新手数料の額は附属書MZ. I に記載されている。
PCT Art.	28 41	MZ. 07 出願の補正 出願人は、出願時の開示範囲を超えないことを条件として、特許付与前であればいつでも、出願を補正することができる。
PCT Art. PCT Rule	25 51	MZ. 08 P C T 第25条の規定に基づく検査 関係手続は国内段階6. 018から6. 021項に概説されている。
PCT Art.	24(2) 48(2)	MZ. 09 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容 国内段階6. 022から6. 027項を参照。
PCT Art. PCT Rule	4(3) 43, 44 49bis.1(a),(b) 76.5	MZ. 10 実用新案 出願人が、モザンビークにおいて、国際出願から特許に代えて実用新案の取得を希望する場合には、第22条又は第39条で規定する行為をするときに国内官庁にその旨を表示する。
IPC Art.	96 101 103	国際出願が特許に代えて実用新案を求めるものである場合には、年度更新に関するものを含み、特許に関する手続が実用新案に適用される。モザンビークにおける実用新案の最長保護期間は15年である。年度更新手数料の額は附属書MZ. I に記載されている。
IPC Art.	65 99	MZ. 11 出願変更 出願審査前であれば、出願人は特許出願を実用新案登録出願に変更することができる。出願審査段階の前であれば、出願人は所定の手数料を支払うことによって実用新案登録出願を特許出願に変更することができる。

手 数 料

(通貨：モザンビーク・メティカル)

特 許

出願手数料..... 8,100

年 金：

－第1年度.....	1,275
－第2年度.....	1,725
－第3年度.....	2,100
－第4年度.....	2,250
－第5年度.....	2,850
－第6年度.....	3,000
－第7年度.....	3,450
－第8年度.....	3,750
－第9年度.....	4,350
－第10年度.....	4,800
－第11年度.....	5,400
－第12年度.....	5,925
－第13年度.....	6,375
－第14年度.....	6,975
－第15年度.....	7,275
－第16年度.....	7,800
－第17年度.....	8,550
－第18年度.....	8,850
－第19年度.....	9,150
－第20年度.....	10,125
－更新の6箇月期間延長の割増料.....	支払手数料額の50%
－再有効化.....	支払手数料額の3倍

実用新案

出願手数料..... 2,775

年 金：

－第1年度から第5年度.....	1,275
－第6年度から第10年度.....	2,325
－第11年度から第15年度.....	4,125
－更新の6箇月期間延長の割増料.....	支払手数料額の50%
－再有効化.....	支払手数料額の3倍

手数料の支払方法

手数料の支払は、財務処理用の特別支払用紙によって行い、出願番号（判明していれば国内出願番号、国内出願番号が不明であれば国際出願番号）、出願人の氏名若しくは名称及び支払う手数料の種類を表示しなければならない（IPC第231条及び第232条も参照）。

様 式（附属書MZ. II）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 MZ. II 国内処理請求様式

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_mz.pdf